

1 対教師・生徒間暴力

- ① すぐに他の教職員に知らせ、援助人員を確保する（近くに教職員がいない場合は携帯電話を活用するか、生徒に職員室へ呼びに行かせる）。
- ② 現場には、できるだけ多くの教職員が行き、複数教職員で事態の收拾を図るとともに、状況を的確に把握する教職員と、管理職や生徒指導主事への連絡を行う教職員とに役割分担し、迅速にその後の適切な指導へとつなげていくようにする。
- ③ 事実の確認に基づいて、「対応チーム」による会議を開き、当該生徒の指導方針を明確にし、組織的に取り組むようにする。
- ④ 加害生徒は教室に入れない。別室に入れ、落ち着かせる。
- ⑤ けがのある場合は、至急病院に運び、診断・治療を受ける。
- ⑥ 職員会議で事実関係の報告を行う。また、教育委員会に事後報告を行う。また、関係諸機関と連携をとって対応する。
- ⑦ 保護者に事情を説明し、一定期間、別室指導を行う。
- ⑧ 十分に反省ができた場合、「対応チーム」で今後の生活について協議する。
- ⑨ 警察への被害届を管理職の判断により提出する。
- ⑩ マスコミ報道があった場合、教育委員会と連携をとり、保護者への説明会について協議する。
- ⑪ 加害生徒には、被害者に与える身体・心理的影響を十分自覚させた上で、悩みや不安を暴力で解決するのではなく、教職員に相談できるような人間関係の構築に取り組む。また、家庭とも継続的な連携を行い、協力して指導に取組、再発防止に努める。
- ⑫ 被害生徒には、安心して学校生活を過ごせるよう、心のケアを行う。
- ⑬ 全校集会や学年集会、学級において、暴力行為の重大性を認識させ、暴力のない学校・学級にしていくよう指導する。
- ⑭ 生徒が日常的にお互いを尊重し、信頼できる集団づくりに取り組む。

2 授業妨害

- ① 注意に従わない場合は、職員室と連絡をとり、複数の教職員で教室から出し、職員室に連れてきて、別室指導を行う。
- ② 指導に従わない場合は、保護者に事情を説明し、一定期間、別室指導を行う。なおこのようなことが繰り返される場合、保護者確認のうえ、自宅で反省させる。
- ③ 十分に反省ができた場合、「対応チーム」で今後の生活について協議する。

3 授業放棄（エスケープ）

- ① 授業者が職員室に連絡し、授業のない教職員で捜す。
- ② 授業を受けるよう指導するが、従わない場合は、別室指導を行う。ただし1時間を限度とする。
- ③ 指導に従わない場合は、保護者に事情を説明し、一定期間、別室指導を行う。なおこのようなことが繰り返される場合、保護者確認のうえ、自宅で反省させる。十分に反省ができた場合、「対応チーム」で今後の生活について協議する。

4 服装・頭髪など、身だしなみに関する違反

- ① 違反がわかった場合には、その場ですぐに直させる。
- ② 直すことが不可能な場合には、保護者に事情を説明し、別室指導を行う。なおこのようなことが繰り返される場合、保護者確認のうえ、自宅で反省させる。

5 遅刻・欠席

- ① 生徒が遅刻した理由を必ず把握する。授業の途中で遅刻して登校した生徒は、必ず職員室に寄り、登校したことを職員に伝えるようにする。生徒に対応した職員は、ホワイトボードに、その生徒の登校時刻を記入する。
- ② 3日連続遅刻した生徒については、必ず家庭に連絡をとり、対策を検討する。それでも遅刻が度重なる場合は、学級担任は生徒指導主事に報告し、「対応チーム」で今後の生活について協議する。

- ③ 欠席した生徒には必ず家庭連絡を行い、理由を把握する。3日連続欠席した生徒については、家庭訪問を行う。欠席が度重なる場合は、学級担任は生徒指導主事に報告し、「対応チーム」で今後の生活について協議する。

6 他校生徒の本校への侵入

- ① 確認したら職員室に連絡し、全教職員で対応する。
- ② 学校名がわかればすぐに当該校に連絡をとり、教職員に来てもらう。
- ③ 場合によっては、校長判断で警察に通報をする。

7 本校生徒の他校への侵入

- ① 複数の教職員で当該校へ迎えに行く。その際、学校が管理している学級写真を持参する。
- ② すでにいなくなっている場合は、周辺を捜すことを原則とする。

8 部外者の来校

- ① 職員室の教職員で対応し、生徒の妨げにならないように帰らせる。
- ② 学校の説得に従わない場合は、校長判断で警察に通報をする。
- ③ 不審者については、対応マニュアルに従って行動する。

9 触法行為（喫煙・万引・無免許運転等）

- ① 「対応チーム」が中心となり、学校へ保護者に来てもらい、本人・保護者に注意と指導を行い、一定期間、別室指導を行う。
- ② 十分に反省ができた場合、「対応チーム」で今後の生活について協議する。

10 いじめ

- ① 「対応チーム」が中心となり、加害者・被害者の保護者と連携をとり、今後の生活について協議する。
- ② 保護者同士、生徒同士の話し合いをもち、解決を図る。
- ③ 加害者が保護者に事情を説明し、一定期間、別室指導を行う。
- ④ 十分に反省ができた場合、「対応チーム」で今後の生活について協議する。

11 器物破損

- ① 注意に従わない場合は、職員室と連絡をとり、複数の教職員で対応し、別室指導を行う。また、場合によっては、校長判断で警察に通報する。
- ② 指導に従わない場合は、保護者に事情を説明し、一定期間、別室指導を行う。十分に反省ができた場合、「対応チーム」で今後の生活について協議する。
- ③ 破損した物品については、保護者に事情を説明し、場合によっては弁償させる。

12 不要物持参

- ① 携帯電話については、必ず生徒から預かり、保護者に手渡しで返却する。
- ② その他の不要物については、必ず生徒から預かり、場合によっては保護者に連絡をした上で返却する。

※問題行動を起こした生徒が誰なのか不明な場合は、紙に書かせる等の指導を行う。

※問題行動に対してはまず本人に指導を行う。それでも効果がない場合は、電話連絡または家庭訪問により保護者に協力を依頼する。さらに問題が解決しない場合は、保護者に来校を求め、今後の指導のあり方について協議する。